

福岡医療短期大学競争的資金等調査委員会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、福岡医療短期大学における競争的資金等の取扱いに関する規則第 5 条に基づき設置する福岡医療短期大学競争的資金等調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 委員会は短大学長の諮問に基づき、福岡医療短期大学における競争的資金等の管理に関する事項を調査及び検討等を行い、その結果を短大学長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 短大学長が指名する学科長 1 名
- (2) 短大学長が指名する教授または准教授 2 名
- (3) 総務課長
- (4) その他短大学長が特に必要と認めた者

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(委員の任期)

第 5 条 第 3 条第 2 号及び第 4 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

(召集・運営)

第 6 条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(秘密保持)

第 8 条 委員会委員その他本委員会に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(事務)

第 9 条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附則

この規則は、平成 19 年 10 月 16 日から施行する。